

太田地区農業集落排水処理施設原水ポンプ槽投込式水位計修繕 仕 様 書

1 修繕の目的

本設備は原水ポンプの運転制御を司る機器であり、原水ポンプ槽内の汚水を後段の流量調整槽に圧送するための重要な機能を有する。本設備の老朽化に伴い不具合が生じ、適正な機能が發揮できない状態にあるが、水処理システムにおいて不可欠な設備であることから、緊急修繕でその機能の回復を図るもの。

2 修繕の内容

- (1) 投込式水位計の交換
- (2) 投込式水位計の単体試験、調整及び組合せ試験
- (3) 撤去した既設投込式水位計（建設廃棄物）の運搬、処分（金属）

3 図面 別添修繕図面のとおり

4 投込式水位計

施工にあたっては、盛岡市下水道工事標準仕様書、日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様農業集落排水施設施工指針（汚水処理施設編）及び農業集落排水施設（検査・施工管理指標（案））に基づき適正に行うこと。

(1) 仕 様

- ア 測定範囲 0.0～3.0m
- イ 出力信号 D C 1.0～5.0V
- ウ 電 源 A C 100V/50 Hz
- エ 使用温度範囲 0.0～50.0℃
- オ 精度±0.5% F S 以内（センサー、変換器組合せ制度）
- カ 台 数 1 台

(2) 主要部材質

- ア 検出部：ステンレス鋼（S U S 304 又は S U S 316）又はポリウレタン樹脂
- イ 受圧部：ステンレス鋼（S U S 304 又は S U S 316）
クロロブレンゴム又はシリコンゴム

(3) 付属品

- ア 専用ケーブル（中空） 20.0m
- イ 変換器 1 式
- ウ アイソレータ（入力信号 4～20mA，出力信号 1～5 V） 1 式
- エ 重錘チェーン又はワイヤ：ステンレス鋼（S U S 304） 1 式
- オ 取付金具 1 式

(4) その他 標準仕様書に掲げる条件等を満足するために必要と認められるもの

(5) 仕様変更 設計図書等で定められている機器等は標準的な仕様を示したものであり、これに記載のない機器類の使用を妨げるものではない。設計図書等で定められている仕様は、原則として変更を認めないが、やむを得ず仕様変更する必要がある場合は事前に承諾を得る。なお、契約変更が必要と認められた場合、契約書第8条に基づき契約変更を行う。

5 参考既設投込式水位計 別添「既設投込式水位計仕様書」のとおり

6 施 工

(1) 施工時間の制限 作業時間帯は、原則平日9時から17時までとする。

(2) 施工中に重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。

(3) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。
(要領書等は盛岡市ホームページを参照)

7 建設副産物 工事の施工により発生する指定副産物は、次に掲げる場所に搬入することとし、指定されている以外の施設で処理する場合は、監督員の承諾を得ること。

(1) 副 産 物 名 金属くず

(2) 搬入再資源化施設名 (株)環境整備

(3) 受 入 場 所 盛岡市川又字赤坂120番地39

8 主な提出書類

(1) 施工中 次の書類を提出すること。

ア 現場責任者通知書

イ 修繕打合せ簿（不要な場合は省略できる。）

ウ 施工計画書

エ 機器承諾書

オ 修繕完了届

カ アからオのほか修繕請負契約上必要なもの

(2) 完成図書 次の図書を提出すること。

ア 施工期間中に提出した修繕打合せ簿等の写し

イ 完成図面

ウ 施工中の写真

エ 工場検査試験成績書(出荷時点での品質を保障する類の書類)（不要な場合は省略できる。）

オ 現地での作業試験成績書(施工完了後の品質を保証する類の書類)

(不要な場合は省略できる。)

9 その他 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定する。